

# 平成27年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

高田地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

### 地域の現状と課題について

高田地区は区内でも高齢化が進んでいる地域で、一人暮らしや老老世帯が増加しています。また健康体操や子育てサークルの活動、地域の各種イベント等、ボランティア活動が多数ありますが、利用施設や情報交換ができる交流の場が少ないこともあり、横のつながりが薄く担い手の確保や育成に悩んでいる現状があります。エリアの中で山坂と平地がはっきりと分かれているため、それぞれに生活課題の違いも見られ、特に坂の多い住宅地に住む高齢者の中には、買い物等日常生活に不便を感じている方も多くいらっしゃいます。近年は地下鉄の開通や道路拡張工事等で開発が進み、まちの状況も大きく変わってきています。今後は犯罪や災害に対する不安、社会からの孤立等、世代を問わず、また顕在化しにくい問題も増えていくように思います。地域課題の解消や安心できる暮らしへの取り組みとして既に「ひとつプラン港北」や「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」等が行われていますが、ケアプラザも地域ケア会議や運営協議会を有効利用し、高齢に特化しない形での地域包括ケアシステムづくりを目指していきたいと考えています。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

施設関係法令や基本協定書に基づき、適正に施設の管理、運営を行ないます。職員一人ひとりが日常的に注意を払い、不良及び汚損箇所の早期発見、早期対応に努めます。日常清掃及び定期清掃、設備の保守管理等については業者委託にて行い、快適な利用環境を維持します。その他、建築基準法第12条に基づく建築物・建築設備定期点検等により施設の状態把握に努めます。施設・設備に不良箇所が発生した場合には、必要に応じて区と協議の上、速やかに修理・交換等の保全措置を行ないます。また備品台帳を完備し、適切に管理します。業者委託については法人内の関連施設と共に契約することでのスケールメリットを活用し、より高品質のサービスを安価に行えるよう努めていきます。

### イ 効率的な運営への取組について

介護保険事業、指定管理事業ともに利用の向上を図るべく、地域や関係機関を通じて広く施設の活用を働きかけ、安定した収入と、利用者からの高い評価を得られるよう努めます。業務手順や分担を随時見直して業務の迅速さや正確さを向上させるとともに業務が効率的に進むよう努めます。職員一人ひとりが節電節水やリサイクルに積極的に取り組みます。また、コスト意識を高く持ち効率的に運営できるよう、消耗品や設備保守料等も公正で安価に調達し、経費節減に努めます。

#### ウ 苦情受付体制について

苦情受付については各部門に苦情受付担当者を置き、苦情解決責任者は所長が担当し、その他に第三者委員を複数名配置する体制で対応します。その周知は施設内の掲示や配布書類への記載等により行い、施設だけでなく公的機関への申立てもできる旨を併せて説明し連絡先も紹介します。苦情または要望の把握は意見箱の設置の他、利用者へのアンケート等の各種調査や利用団体の代表者会議等により行ないます。苦情が寄せられた場合は速やかな対応に努め、苦情受付簿や対応した内容等を記録した苦情処理簿を作成し、苦情対応マニュアルに基づき誠意を持って解決に向けて取り組み、その後の再発防止や予防に努めます。また寄せられた苦情や要望、及び対応については館内の掲示板に概要を公表するなどして情報公開に努め、透明性があり地域に共感してもらえるよう心掛けていきます。

#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

年に2回、消防訓練を行い、職員の防災意識を高めるとともに、有事の避難誘導や非常通報、応急処置やAED操作等を冷静に行えるよう努めます。また、特別避難場所である施設の役割を周知し、災害時に的確な対応ができるよう努めるとともに、応急備蓄物資も必要数を整備します。日常から防犯、防災を心がけ、個人情報を含む機密文書の管理や保管場所の施錠、電気設備等のスイッチの停止などを確実にし、二次的な犯罪、災害の防止に努めます。不審者対応については警備会社直通の防犯ベルを設置し、被害の拡大を防ぎます。

#### オ 事故防止への取組について

事故防止に関しては職員にリスクマネジメントの考え方を周知徹底し、日頃から業務中の事故リスクをいかにして減らすかを考えます。具体的にはいわゆる「ヒヤリハット事例の対策」を中心として、職員会議やミーティングで随時対応を協議し、予見できる事故は徹底して防ぐよう心掛けます。単に事故を防止するだけでなく、安全管理の徹底はサービスの質を向上させる手段のひとつと捉え、安全な環境づくりを行います。また協力医や区役所等と連携し、感染症等の防止に努めます。事故発生時は対応マニュアルに従って迅速且つ適切な対応を心掛け、的確に関係機関へ報告しながら原因究明と対策の検討を早急に行ない、その後の事故防止に役立てていきます。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

法人の「個人情報保護に対する基本方針」及び「緑峰会の保有する個人情報の保護に関する規定」に基づき、個人情報及び文書等の管理を徹底します。職員については採用時に「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けていますが、その後も定期的に研修を行い、意識を常に高く保持するよう指導していきます。個人情報を取扱う際は緊張感を持って細心の注意を払い、同意のもとでの最低限の使用にとどめ、二次利用することのないよう徹底します。ケースファイル等個人情報を含む書類は施錠のできる保管庫で管理し、担当者が必要時のみ開けることとし、原則として持ち出しは禁止します。またコンピュータによる情報管理も重要なものはサーバー機にて行い、個別のパソコンには各々パスワードを設定し、盗難時や災害時の情報流出・紛失等の被害を最小限に止めます。

#### キ 情報公開への取組について

施設の事業内容等を記載した広報紙を毎月発行し、より多くの情報をタイムリーに届くようにしています。今後も町内会の回覧板や掲示板への掲出、金融機関や店舗等への設置を依頼し、地域に情報が行き渡るようにしていきます。また、施設の受付カウンターや法人ホームページにて、事業概要や運営状況を公開し、安心して施設をご利用いただけるよう心掛けています。ご意見箱や利用者アンケート等で寄せられた要望や苦情については、引き続き館内掲示板で公表する他、利用者会議等でも周知していきます。利用サービス等への情報開示の申出がなされた場合には、当施設の情報公開規程に則り、迅速かつ的確に対応するよう努めます。

#### ク 環境等への配慮及び取組について

館内で発生するゴミの減量化に努力し、出ってしまったものについては確実に分別し、リサイクルできるものは資源として再利用できるようにするなどの取り組みを行います。日頃から節電、節水に努め、省資源、省エネルギーを心がけます。温暖化防止や空気清浄等に効果があるとされる緑化の推進については、敷地面積の関係上規模の大きなものには制約がありますが、比較的簡単にできるプランターの設置などで対応し、視覚的にも彩りを添えていきます。また大気汚染や騒音を軽減するため、車両のアイドリングストップを推進します。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

介護予防支援業務は、看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士で業務にあたりますが、介護予防支援業務の件数増加に伴い、介護予防支援従事者を含む4名体制であります。看護師を中心に行いながらも4職種が連携、共同で取り組んでいきます。

#### 《目標》

##### 【介護予防支援】

- ・利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場になり適切なサービスが提供されるよう努力し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
- ・要支援状態の軽減もしくは要介護状態になることの予防に資するよう努め、医療サービスとの連携に十分配慮します。

##### 【地域包括支援センター内の連携】

月1回定期的にミーティングの機会を持ち、業務の進捗状況の確認と業務内容の共有化を図ることで、情報を共有し協力体制を整え、各職種が専門性を発揮しながらもチームとして効率的・効果的な業務を行えるようにしていきます。

##### 【給付管理業務】

委託先居宅介護支援事業所・サービス事業所とは紙面にて実績、状況を確認し、複数職員で給付管理データの作成・確認作業を行っていきます。

##### 【研修体制】

健康福祉局や区等が主催する研修に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。研修後は内容を共有化することで、地域包括支援センター全体のスキル向上を図ります。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費…担当地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域活動交流部門を含む4職種間で情報共有を図り、協働して行う事業を通じて地域の特性を把握し活かせるよう展開していきます。

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
136	136	138	138	138	138
10月	11月	12月	1月	2月	3月
138	138	140	140	142	142

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 管理者 1名 介護支援専門員 4名

《目標》

- 利用者、家族本位を基本として、公正、中立なケアマネジメントを心がけます。
- 利用者のニーズに合わせ、安心とゆとりを持ち、自立した日常生活が送れるよう、多様な事業者との連携にも力を注ぎます。
- 利用者が健康に在宅生活を送っていく事ができるように、医療機関（かかり付け医）とも密に連携をしていきます。
- 病院や施設から退院、退所の際はスムーズに在宅生活が送れるように、病院や施設とも密に連携し、十分な情報収集、サービス調整をしていきます。
- 積極的に研修に参加し、個々のスキルアップを図り、より質の高いケアマネジメントをしていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費…通常のサービス実施地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域包括支援センター併設の事業所という性格を生かし、密に連携を取りながら、緊急、困難ケース等についても迅速に対応していきます。
- 地域ケアプラザ内の地域交流部門より、地域のインフォーマルサービス（ボランティア活動等）についての情報を取得し、また、地域交流部門にも協力してもらいながら地域の社会資源を有効活用していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
98	98	98	98	98	98
10月	11月	12月	1月	2月	3月
98	98	98	98	98	98

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や食事、排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 

（要介護1）	704	円
（要介護2）	831	円
（要介護3）	963	円
（要介護4）	1,095	円
（要介護5）	1,227	円
- サービス提供体制強化加算（I）（イ）
- 入浴加算
- 口腔機能向上加算
- 介護職員処遇改善加算（I）
- 食費負担
- 口腔ケア用歯ブラシ
 

『タフト歯ブラシ』	1本	100	円
『くるりーなブラシ』	1本	399	円
『モアブラシ』	1本	420	円
『義歯用ブラシ』	1本	450	円

所定単位数の4.0%

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9：30 ～ 16：30

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名 非常勤16名
- 看護師 非常勤4名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者が自立した日常生活を送れるための支援を行う。
- 利用者が楽しく利用していただくことを念頭に置き、季節に即した行事レクリエーションを企画・実行していく。また、麻雀、囲碁、絵手紙、音楽療法などの専門的なボランティアに積極的に活動していただき、利用者の個別のニーズに応えていく。
- 利用者の臨時利用や送迎時間の変更など、利用者の家族のニーズにも柔軟に対応できるよう心がけていく。
- 職員の研修等を行い、介護の知識や技術の向上を図る。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

●月毎の行事レクリエーションの実施。

（5月：演芸大会 7月：納涼会 9月：運動会 10月：外食レクリエーション  
12月：クリスマス会 1月：初詣 2月：地域の子供達と豆まき 3月：お花見）

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
650	678	650	678	678	650
10月	11月	12月	1月	2月	3月
678	650	624	624	624	678

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助及び助言
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団のレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 

（要支援1）	1,766	円
（要支援2）	3,621	円
- サービス提供体制強化加算（I）（イ）
 

（要支援1）	78	円
（要支援2）	155	円
- 生活機能向上グループ活動加算
- 口腔機能向上加算
- 介護職員処遇改善加算（I）
- 食費負担
- 口腔ケア用歯ブラシ
 

『タフト歯ブラシ』	1本	100	円
『くるりーなブラシ』	1本	399	円
『モアブラシ』	1本	420	円
『義歯用ブラシ』	1本	450	円

所定単位数の4.0%

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:30 ~ 16:30

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名 非常勤16名
- 看護師 非常勤4名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者のケアプランに基づき、介護予防通所介護の役割を把握した上で、その目標の達成に向け支援する。
- 利用者の臨時利用や送迎時間の変更など、利用者の家族のニーズにも柔軟に対応できるよう心がけていく。
- 職員の研修等を行い、介護の知識や技術の向上を図る。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 月毎の行事レクリエーションの実施。  
 （5月：演芸大会 7月：納涼会 9月：運動会 10月：外食レクリエーション  
 12月：クリスマス会 1月：初詣 2月：地域の子供達と豆まき 3月：お花見）



≪利用者目標（契約者数）≫

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
12	12	12	12	12	12
10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	12	12	12	12	12

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

地域住民にとって最も身近な相談機関として、対象者を限定せず、あらゆる層の相談を受け止めます。近年、家族や地域の結び付きが希薄化していることで、複雑、多様化している生活課題を、適切な相談支援機関等に「つなぐ」役割を担っていきます。そのためにも、関連する関係機関との連携が図れるように、4職種間の情報共有はもちろんのこと、協働事業を通じてネットワークの構築を目指します。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

主に地域支援活動を行う地域活動交流部門と、個別支援活動を行う地域包括支援センターの連携は、地域ケアプラザの大きな強みとなります。2つの機能が連携を図ることで、それぞれが受け止めた課題を、地域課題として明確化し、住民も巻き込んだ解決や、必要な施策に結びつけていくことができます。必要なツールとして「地域ケア会議」なども活用しながら、地域の様々な課題に柔軟に対応していきます。

### 3 職員体制・育成

指定管理事業、介護保険事業とも運営基準上の配置を確実にいき、業務の安定を図ります。特に通所介護においては、多様化する利用者のニーズに対応できる職員配置ができるよう心掛けます。育成については職員として最低限必要な人権擁護や個人情報保護等といった内容は、定期的な研修の他にミーティング等で随時確認しながら、職員各々の意識を高く保持します。新入職員には入職時にオリエンテーション及び新任研修を実施し、その後も定期的な法人及び職場内研修の実施や外部研修への参加機会を確保し、資質向上を図ります。実務経験を重ねた職員には専門職としてより高度なスキルが身に付けられるよう、職員各々のレベルに合わせて段階的に研修を受講させ、育成を行っていきます。また業務遂行に必要な、あるいは望ましい資格の取得、更新に係る費用は施設側で負担し、学習意欲や向上心を高めます。日頃から他部門と協働して事業を行うことで職員間の連携を深め、それぞれの職員の職務範囲を広げていきます。

### 4 地域福祉のネットワーク構築

ひっとプラン港北地区計画の遂行、また次期計画策定を中心にネットワークを築きます。日頃、接点のある活動以外にも同じ地域で活動する団体として関わる場を設けるとともに、互いに何かしらの協力が出来ることを具体的に提案していきます。子育て分野に関しましては、親と子のつどいの広場「たかたんのおうち」を事務局とした高田地区子育てネットワークに参加し子育て支援に関わる方々、関係機関とのネットワークを構築しつつ虐待予防にも取り組んでまいります。障がい分野に関しても訓練会や家族会、本人会との関わりを通じテーマに沿ったネットワーク構築と、他の団体、ネットワークとのコーディネートを行います。

## 5 区行政との協働

港北区は区政運営方針の目標達成に向けた組織運営の手段として「協働で進めるまちづくり」を掲げ、地域主体での課題解決やまちづくりの支援を謳っています。地域が抱える問題点や住民の率直な声を直接聞くことができるのがケアプラザの強みです。よって区政をより分かりやすく地域に浸透させるとともに、地域の声を区政に活かすべく区につないでいくのもケアプラザの役割と考えています。高田地区は区内でも高齢化率が高く、相談が多数寄せられる一方で、子育てや障がいに関する相談も増加しており、老若男女問わず各々が多様化、複雑化した課題や悩みを抱えながら生活していることが窺えます。このような生活課題に地域が一体となって取り組むのが「ひとつプラン港北」であり、「地域ケア会議」です。ケアプラザはそれぞれの取り組みのサポートスタッフ、また推進役として一定の成果があげられるよう努めます。

## 地域活動交流部門

### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域各団体の定例会や地域行事に参加し、情報収集及び情報の提供に努めます。学校など地域関係施設へも積極的に足を運びます。また貸館利用団体向けにも、出張講座を実施するなど、福祉保健に関する情報を見聞きする場を意図的に増やしていきます。情報発信ではケアプラザ広報紙を活用し、PRだけではなく福祉保健活動に関する情報発信も行います。

### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

ケアプラザを利用することをきっかけに、これまで以上に地域へ目を向けていただき、団体として地域に貢献していただけるようアプローチしていきます。その入り口として、ケアプラザで実施する事業を中心に福祉保健活動の場を提供していきます。それぞれの団体が特色を活かした活動に参加できるよう、さまざまな内容の福祉保健活動を準備しコーディネートします。その先、ケアプラザ外においても活動の場を確保できるよう、地域の各関係団体も受け入れ先として提案するなど、地域ネットワークを活かし繋いでいきます。

### 3 自主企画事業

地域の気軽な交流の場として以外に、地域が必要とする活動を地域の方々、団体とともに自主事業として形にします。地域課題への直接的なアプローチと、課題解決に向けた活動の立上げや支援者の育成など地域で解決していく糸口となる取り組みを実施します。

その底上げとして、ケアプラザに足を運ぶ機会を増やすこと、地域へ関心を持ち愛着を深めることを目的に「楽しむ」事業も併せて実施します。近年増加傾向にある障がい支援事業に関しても各専門機関と連携を取りながら「支援」という形だけでなく、地域の一員として地域活動の担い手として活躍できるよう提案、コーディネートします。

#### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

各ボランティアグループにおいて高齢化が進み、今後の活動維持に課題を抱える状況にある中、既存団体に関しましては自主事業での活動の場、PRの場を提供し、会の活性化を図ります。ボランティアに対する依頼は包括支援センターに寄せられた相談などから、地域で対応し得る案件をボランティア団体、個人と相談しコーディネートを行います。

ボランティアの育成はもちろん、ケアプラザが持つボランティアコーディネート機能を地域と共有し、共に活動してくださる人材の発掘にも努めます。

また、新規団体の立上げなど新たな活動へも協力をしていきます。

# 地域包括支援センター

## 1 総合相談・支援

### 総合相談

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が維持できるように、3職種の専門性を活かしながら相談支援をしていきます。本人からの相談はもちろんのこと、家族や地域住民が安心して相談ができる環境や職員の資質向上に努めます。

また、介護保険サービスをはじめとした、公的なサービスでは対応困難な個別課題も増加傾向にあります。そうした、様々な相談に対してまずは受け止め、ニーズを正確に把握し、分析することも求められます。そこで得られた課題を明確化し、行政の施策や地域での仕組み作りに活かすことで「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

### 地域包括支援ネットワークの構築

日々寄せられる様々な個別相談の対応を通じて、介護保険事業所やその他関係機関との連携による支援体制を構築します。今後は、専門機関だけでなく、ボランティアなど地域住民主体の活動団体とも連携を密にし、幅広い相談と目的によって柔軟に対応できるようなネットワークの構築を図ります。

### 実態把握

市や区で実施している統計調査の把握や、総合相談を通じて得た個別ニーズを職員間で情報共有し、地域の実態把握に努めます。

また、地域交流部門に寄せられる地域情報や課題についても共有し、地域の全体像を把握することで、継続的且つ俯瞰的な視点を持って課題を明確にしていきます。

## 2 権利擁護

### 権利擁護

・福祉サービスの利用契約支援のみならず、地域の身近な相談機関として、地域住民が安心して自己選択できる支援を行っていきます。また、認知症や様々な障がいによって、不当な権利侵害や虐待などを防止できるような地域づくりを目指します。

そのための環境整備の1つとして、横浜市が実施している「市民後見制度」についても、必要な情報共有や協力体制を整えていきます。

・区や区社会福祉協議会と開催している、「サポートネット」を今年度も開催し、リーガルな専門職との連携も継続していきます。

### 高齢者虐待

・区主催の「高齢者虐待防止連絡会」への参加及び、関係機関との連携や対応する職員の資質向上を目的とした研修会などを行います。

・虐待のリスク要因でもある、介護者の孤立や負担軽減として、「介護者のつどい」を区と協働で実施していきます。同時に認知症の理解や対応について、住民に知ってもらう機会として、「認知症サポーター養成講座」を実施していきます。

## 認知症

認知症連絡会事務局会議へ月1回、区認知症連絡会へ年2回の参加を予定し、認知症関連事業の企画、運営に携わっていきます。

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守ってくれる応援者「認知症サポーター」を増やすと共に、認知症サポーター養成講座を主催する側の「キャラバンメイト」の育成にも力を入れ、地域での講座開設を定期的に行えるようにしていきます。

## 3 介護予防マネジメント

### 二次予防対象者把握

地域の会合やケアプラザの催し、ケアプラザ利用団体等、高齢者が集まる場に参加し、介護予防に関する情報提供や基本チェックリストを活用して生活機能評価を行い、二次予防対象者の把握に努めます。

該当された方へは介護予防教室、講演会やイベント、ケアプラザ利用サークル、訪問型介護予防事業、自主事業等を紹介・参加を勧め、できる限り生活機能の改善ができるよう取り組んでいきます。

### 介護予防ケアマネジメント力

・介護保険の認定が要支援1・2と判定された方（必要であれば二次予防対象者）に介護予防ケアプランを作成します。利用者やご家族が制度について理解し、サービスを活用して自立した生活が維持できるように支援していきます。ケアプラン作成にあたっては、サービス利用が目的になっていないか、家族の意向のみ重視されていないか、本人が理解できる表現を使用しているか等に注意を払い、利用者の意欲を引き出せるようなケアプランを目指します。

・マネジメントする側の職員も研修・講演会等に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

・民生委員とケアマネジャーとの懇談会を年2回開いて顔合わせを行ない、お互いに連絡・相談しやすい環境を作ります。

・地域包括支援センターに高齢者の相談窓口があることをケアプラザの催し物時や広報紙に掲載して周知し、情報が集まるようにしていきます。

・民生委員の「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」や地域住民から寄せられた情報から、生活上の健康リスクや要介護リスクのある高齢者に対し、必要機関へ繋ぐ支援を行っていきます。

・認知症を患っても住み慣れた地域で暮らせるように、「認知症サポーター養成講座」を開いて見守りネットワークを広げていきます。

### 医療・介護の連携推進支援

- ・高齢者支援ネットワーク（区内9包括、港北区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護連絡会、ガンバ港北、区役所）で年3回研修会を予定。グループワーク形式で意見交換を行ない横の繋がりを深めていきます。
- ・港北区在宅医療相談室開設にあたり事業案内周知に協力し、医療依存度の高い支援困難ケースをスムーズにサービスへ繋がられるように支援していきます。
- ・小規模多機能・グループホームの運営推進会議が奇数月に予定されており、小規模多機能・グループホームの管理者、医師、看護師、薬剤師、民生委員、ケアプラザ（包括支援センター職員）が参加しています。地域資源として効率よく活用できるよう運営状況の確認や情報交換を行なっていきます。

### ケアマネジャー支援

- ・高田地区ケアマネ連絡会を月1回程度実施し、事例検討会や研修、情報・意見交換を行なっていきます。
- ・ケアマネジャー主催のサービス担当者会議へ参加し支援方法についての助言を適宜していきます。
- ・区内9包括合同や、ガンバ港北、高齢者支援ネットワークと共催して研修会や懇談会を開催し個々のスキルアップを図ります。
- ・連絡会や研修会を通して、地域ケアマネジャーと顔の見える関係作りを行ない、困難ケースや制度の利用等、相談のしやすい環境作りを目指します。

### 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・個別ケース地域ケア会議を四半期に一度程度開催し個別支援の充実を図るとともに、地域課題の把握に努めていきます。
- ・地域ケア会議後の振り返りを行ない、多職種間との連携を図っていきます。

## 介護予防事業

### 介護予防事業

高齢者が住みなれた地域で元気な生活が続けられるように、各職種と連携・協働し取り組んでいく中で、地域活動団体の定例会や催し等に参加し、介護予防に関する情報提供や講演会・教室を実施し啓発活動を行っていきます。介護予防を意識しながら自らが介護予防活動を実践していけるようお手伝いしていきます。

- ・ロコモ予防講座…体操、口腔ケア・栄養講座など  
『日吉本町地域ケアプラザ、下田地域ケアプラザ、高田地域ケアプラザ共催版』  
→平成27年10月 全5回 日吉本町いきいき会館  
『高田地域ケアプラザ、高田地区社協共催版』  
→平成27年7月～平成28年3月 全9回（1回／月） ふらっと高田  
『高田地域ケアプラザ版』  
→平成28年1月～3月 全6回
- ・元気づくりステーション“たかた歩こう会”  
→平成26年5月9日～第2・4金曜日（月2回）  
第2：高田地域ケアプラザ 打ち合わせ、茶話会、ウォーキング  
第4：戸外でウォーキング  
（ウォーキング、ストレッチ、フットケア、口腔ケア・栄養講座）

その他




# 平成27年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名:高田地域ケアプラザ

平成27年4月1日～平成28年3月31日  
(単位:千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料等収入	18,194	23,345	149				
	介護保険収入				7,955	16,097	71,707	4,034
	その他	80	25	-	-	267	5,348	1,879
	認定調査料					267		
	食費等						5,348	579
	雑収入	80	25					1,300
	その他							
	<b>収入合計(A)</b>	<b>18,274</b>	<b>23,370</b>	<b>149</b>	<b>7,955</b>	<b>16,364</b>	<b>77,055</b>	<b>5,913</b>
支出	人件費	10,250	20,000			13,083		56,000
	事務費	1,591	2,013			1,874		13,183
	事業費	368	76	149		1,280		9,767
	管理費	5,245	1,281					
	その他	820	-	-	4,125	-		3,990
	施設使用料相当額							3,990
	消費税	820						
委託料				4,125				
	<b>支出合計(B)</b>	<b>18,274</b>	<b>23,370</b>	<b>149</b>	<b>4,125</b>	<b>16,237</b>		<b>82,940</b>
	<b>収支 (A)-(B)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3,830</b>	<b>127</b>		<b>28</b>

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。